

第25回能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会（議事録）

1 日 時 平成26年6月5日（木） 13:30～15:30

2 場 所 能代市浅内自治会館

3 出席者 浅内自治会（原田恭三会長、原田宏作）、能代南土地改良区（原田文宏）、浅内水利組合（平川悟副組合長）、能代の産廃を考える会（原田悦子事務局長）、能代市浅内財産区（大塚英和管理会会長、小野正博能代市総務部長）、能代市（小林一彦環境産業部長）、秋田県（佐々木誠生活環境部長）

4 議 事

能代産業廃棄物処理センター平成25年度水質等調査結果及びボーリング調査結果等について

事務局で説明後、質疑応答

<質疑の概要>

委員 | ボーリングの調査結果について説明を受けたが、昨年5月の会議において、6月補正でガス調査とボーリング調査を予算化する、何かが発見された時の掘削調査はボーリング調査の結果を見て判断する、との説明であった。資料の中にはほとんど出てこないが掘削調査はやらなかったのか。

県 | 昨年の調査で、まず1カ所でドラム缶様のものであるということが分かった。しかし、どれくらいの広がりかという情報が全くない中で、掘削する必要があるかどうか、仮に掘削する場合、どれくらいの掘削をすればいいのかが不明であったことから、もう少し周辺のボーリング調査を実施し、情報を集めてから考えたいということである。

委員 | それはいつまでかかるのか。

県 | このボーリング調査は、大体年内くらいかかる予定である。その時点での判断ということになる。

委員 | まだ掘削する段階ではないということか。

県 | 掘削の実施を考える前に、もう少し調査する必要があるということである。以前掘削した時と違って、今回のボーリングで見つかったところは深いところにある。そうなると、単に掘削するだけでなく、安全対策などいろいろ考えないといけない。もし掘る必要があるとすれば、どれだけの広さを掘らないといけないかということで、対策が違ってくることもある。さらに情報を集めて、掘削する必要があるのかないのか、あるとすればどの程度の範囲を掘削することになるのか確認してから、次に移りたいということである。

委員 今掘っているものから変なものが出てきているのだ。前回の掘削で（ドラム缶を）3千何百何十本も掘ってるが、掘り残しから出てきているものか、別の埋まっているものから出てきているのか、それが分からない。

県 地下水に色々なものが出てきている。前回掘削調査をやったところの脇にある井戸では、分析した値が非常に上下している。先ほどの説明にもあったが、平成18年、19年に掘削した時の影響やそれ以前からの影響などがミックスになって出ていると思っている。

委員 永遠に続くのか。掘って除去することで、段々とその影響がなくなると思うが。

県 その影響がどうなのかも含めて、追加のボーリング調査によって、ドラム缶がどれくらいあるのかないのか、そのような情報を把握したいと思っている。

委員 スピード感がないと、いつも思っている。
何メートルだろうと、全部掘った方がいいではないか。

委員長 去年調査したら1カ所見つけたので、その周辺をもう少しきちんと調査して、どれぐらいのものがあるのかを見極めた上で、必要ならば掘るし、量にもよるが掘らなくても済む方法があるかどうか、それも含めて少し検討が必要と思っている。悪いものを絶対取らないということではなくて、やるに当たっても、もう少し調査しないといけない。去年見つけた箇所から少し西側を掘ったが、そこにはなかったもので、今度、東側、北側、南側のまだやっていないところを調査し、広がり状況を明らかにして、そこに大量にあれば、それを寄せなければいけないと、そのような対策になると考えている。

委員 7、8メートルだったか、この前は相当の深さまでやっていたのではないのか。3メートルで止めていたのか。

委員長 前回調査で撤去したドラム缶が約3,900本だった。今回見つけたのが、ちょうどあのそばである。それで皆さんが掘り残しみたいな懸念があるのかなと思う。掘り残しかもしれないが、今回調査をやって、前回の掘り残しのような形があれば、やはり取り除く方が対策としていいと考えられると思う。そのためにも、もう少し調査させていただきたい。

委員 早め早めにやってもらいたい。

委員長 調査はできるだけ急ぐようにする。
掘る場所については、6月議会を通して初めて予算執行できるものであるため、7月の議会終了後に場所も含めて相談させてもらう。

委員 第1処分場を掘削した時には、13m50まで掘った。第2処分場のゲートの入り口近くを18、19年に調査した時は、試掘ということで6メートルか

ら深いところで8メートルぐらいで終わっている。だから私は、第1処分場に比較して第2処分場の深度が浅いからもう一回掘って調査して欲しいと言ってきた。

今回、SB-1でゲートになっているところをボーリングしたら、案の定、金属片と油状のものが出てきた。だから、もう一回この周辺を調査する必要があるんだと、その調査の目的を、もう少しきっちり説明してもらえば分かりやすかった。

委員 資料2に書いてあるが、SB-1とNo. 6処分場のSB-11の2地点で、いわゆる容器に入った油状ものがあるということだが、SB-11ではボーリング調査を考えていないのか。

県 No. 6処分場のSB-11だが、こちらは下に遮水シートがあると判断されるので、全く遮水シートのないNo. 2処分場とは対応が違うと考えている。

No. 5処分場に揚水井戸を設置することにしてはいるが、同じようなことをそれぞれの処分場でやる必要があると考えている。

No. 2処分場については深さ方向の調査をしてくれという要望が住民の皆様からあり、それを受けた形で、今回の1ポイントと平成17年度に調査した3ポイント、さらに、これから調査する10ポイントもあわせれば全部で14ポイントになるので、かなり詳しい調査になると考えている。深さも、平成17年に調査した時は、No. 2処分場のちょっと盛り上がっていたところの林になっていたところから、深さが約10メートルで地山が出てきたので、今回も地山に到達するまでボーリングは全てやる予定である。

委員 地山まで掘ったとしても、途中で埋めてからキャップした土かもしれないし、そこを破ってどのぐらいやるのか。

県 普通の処分場では、覆土は3メートルも4メートルもおそらくしてない。

委員 それは分からない。もう少し深く掘ってもらわないといけない。

県 深さ的には、計画上は15メートルぐらいという想定はしている。

委員 15メートルだとすると、8メートル掘ってから、さらに7メートルぐらい深くなるということか。

県 実際の話、ある程度の深さでその地山というか自然の土を確認すれば、それで掘り止めということで我々は考えている。

掘る時には、地質の専門家もつくので、ボーリングコアを細かく確認しながら実施していく。

委員 私どもとしては、これからの環境対策をどうするかということの、一番基本的なのは、掘削するということである。資料2の1ページに、「No. 5処分

場のSB-2では、掘削中のボーリングコアチューブにタール状物質の付着が見られた。」と書かれているが、その説明を聞いた時に、金属片はあるんだけどドラム缶とは限定されていなかった。ドラム缶と金属片とは、どう違うのか。

県 整理として、その上と下とちゃんとわかって、中に取りれる液状物があつたものについては、容器に入っている油状物質が確認されたという整理をしている。SB-2については、多分ドラム缶の腹というか脇をえぐっていったような、確かに金属片も出てきているし、ただ、それが容器の中に入っていたものなのかどうかというのは判断ができないという状況であり、実際にタール状のベトベトしたものが付いてきたということは、そこにもかなり油状のものがあるという認識はしているが、整理として、容器に入った液状物質とは言えないというものである。

委員 それは、あなた方の整理の仕方である。あなた方が自分が楽なように、整理している。

県 ボーリングコアの中にも、金属片がたくさん入っていた。ただそれが、容器の中に入っていたものかどうか分からないので、整理としてそうせざるを得なかった。明らかにその上と下があつて中に入っていたものが、『容器に入ったもの』という整理をしたものである。

委員 それは、あなた方の都合である。

県 このように汚れたものが、SB-2にあるということが分かったので、対策についてはきちんとやる。

委員 平成6、7年に能代市等が処分場を調査した時には、SB-2の近くの揚水井戸1において、トリクロロエチレンが0.66、テトラクロロエチレンが0.22、1,1,1-トリクロロエタンが0.86出た。このように、SB-2は高濃度で出ていた場所と近い。そのため、ここは重点的に監視しなければいけない所だと思っている。

県 一つにはボーリングをした時に、空洞があつて、その中からこのような液体が出てきた、出てこないということが非常に重要である。もう一つ重要なのは、資料2に「全ての地点の廃棄物からVOCが検出された」と書いている。これが一番の重要なところである。この問題を解決するための対策として、まずNo.5処分場に溜まっている保有水をいかにして抜くかということである。

委員 今回の調査結果で、処分場のNo.2からNo.7まで遮水シートが存在している。しかし、No.4とNo.7の一部のところには、シートが確認できなかったということである。No.7で言えば、ちょうどSB-8が私が提供した写真のちょうど壁が出てきているところ、この継ぎ足し継ぎ足ししてい

るあたりがちょうど、シートがないところに突き当たったと思う。

No. 7 処分場のちょうどシートのめくれているあたりの部分は、昭和62年6月ぐらい、6, 800で許可する前の1, 800という非常に小さい処分場だった。ちょうどこのめくれている位置は、そのところだと思う。3番から6番処分場のようにシートがピッチリやられているとすれば、No. 7 処分場でもちゃんとシート敷いてから仕事するものでないかと思う。シート敷いてから、土を埋めて、ごみを埋めて、何段にもサンドイッチにしていたのではないか。昭和62年6月、7月ぐらいに、赤水が田んぼに流れてきた時に、このNo. 7 処分場に上がって行って見つけたと思った。No. 7 処分場は、たまたま掘ったら、シートが裂けていたり、ごみが置いてあったりしたと思う。

このようにシートがまだなかった所に突き当たったのが、シートが確認されなかったと我々は想像したのだが、県はこの処分場にはシートがある、この処分場だけでなく、これらの処分場にはシートがみんなあると考えているのか。

県 今回お示しした写真は、まず一部で、できるだけわかりやすいようなものを載せたものである。ほかにも写真がたくさんある。それらを見ると、我々が確認できたのはNo. 3 処分場から、No. 6 処分場までしかないのだが、No. 3からNo. 6 処分場までは少なくともちゃんと底面にシートを敷いて、その上に、埋め立てしながらシートを敷いていったという写真がある。ただ、少なくともシートはちゃんとやっていたと考えている。シートが本当にしっかりしているのかどうかということになると、それは別の話だと思う。ただ、保有水がこれだけの高さであるということは、漏れは多少あるにしても、ある程度は遮水性が確保されていると考えている。それはやはりシートがあるからだと思っている。

資料2の2ページの【参考3】ボーリング柱状図概要、この図面の中に、保有水水位が青線で書かれている。この標高でいくと、No. 3 処分場の42.5メートルぐらいから、No. 7 処分場の47、8メートルのところまでである。この辺りの地下水位は、参考資料17ページに水位を等高線で示しているが、大体37、8メートルなので、水位差が10メートル以上ある。普通、何もなくてこれだけの水位差が生じるというのは考えられない。やはり、先ほど説明したように、全く完璧な遮水かどうかは別としても、それなりの遮水機能を持っているとは十分に判断できると考えている。

委員 前に掘った時に、No. 2 処分場、それからゲート、No. 5 処分場のゲート側、その辺りにシートはなかったが、かなり水が溜まっていて、バキュームで吸い上げてドラム缶に入れないといけない状況だった。

委員長 それはいつ頃か。

委員 前回の調査の時である。

水があっぷあっぷするほど、溜まっていた。油取りシートで除去して、それからバキュームで汲み上げて、水をなくしてから、ユンボで掘ったという状況

だった。シートはなかったが、保有水ではないのか。

県 前回の調査の時には、掘削の途中から水が湧いてきて、最終的に水が溜まっていたので金属の棒で、地面が見えない中、突いてもらった。専門家にも確認したが、宙水みたいなのがあって流れ出したりするところがあるだろうと考えていたが、資料2の2ページ目にあるボーリング柱状図概要を見ると、No. 7処分場の広い範囲で、同じレベルの水位が確認できているので、そういった意味では宙水でところどころ溜まっている水というふうには考えなくていいのではないかと考える。広い範囲で同じ水面のレベルということで考えれば、遮水機能の上に水があると見れると思う。

委員長 今回、SB-1あたりを掘ろうとしている。委員指摘の場所もこのエリアに入ると思う。そこを今回掘ってみると、下の中身が分かってくるかもしれない。

委員 それは今後の調査のこと。私が言っているのは、遮水シートがなくても水が溜まっているのだから。

県 先ほど話したとおり、本来の地下水位とは全然別のレベルだということが一つ、それから、ある程度広い範囲内で同じようなレベルで出ているということが一つ、こう考えると、先ほどその1番、2番で出た水は、恐らく宙水として途中に溜まった水が出てきたのではないかと、あの時は推察したわけだが、今回は明らかにその処分場の中に溜まっている水だと判断した。

委員長 シートがあるから万全だという考えは持ってない。ただシートの上にある水は結構汚れている水だから、早めに処理するというので今回対策をとらせてもらうということ。その中で、揚水井戸の周辺に観測井戸も掘るので、どういうものがあるのか、どういう水位にあるかということが分かる。特に初期の処分場の実態は、昨年度の調査でようやく大体わかってきたので、そのデータを生かして対策に結びつけていきたい。

委員 水質調査で、周辺の浸出水は1, 4-ジオキサン以外のVOCについては、数値的にすごく低下していることがこの表を見れば分かるが、1, 4-ジオキサンが高濃度で出ている。他の数値が環境基準以下で経過してきているので、残る問題は1, 4-ジオキサン、これさえ解決すればいいんだと。10ポイントのボーリングの追加であるが、我々が一番要望しているのは、汚染の一番の原因になっているものを除去すること。いわゆる掘削してなくしてしまう。そのことで処分場の維持管理が短くなるだろうし、それが一番だと、それが固定した考え方だと言われるが、そこから我々は動いていないということが昨日の住民の勉強会での確認事項であった。資料に『掘る』という2文字がないから、もしかしたらボーリング調査を理由にして、長引かせて、掘らないということを示唆しているのではないかと、お互いの信頼関係に影響するようなところまで疑ってみたことも確かである。私どもは、本当に年をとって、考え方も固まってしまって、動かないっていうこともあるのだが、雪が降る前に、ドラ

ム缶を掘るところに行くのではないかと我々は思っていた。今日の資料の中に、それが入ってくると思って期待していたので、『掘削』という2文字がなかったため、昨日の勉強会では落胆したところである。

今回、範囲を広げてボーリングをするということは、私どもが、かねてお願いしてきたことなので、これについてはすごくありがたく、高く評価したいと思うので、一日も早く、このボーリング調査を終了させて、一日も早く、一刻も早く、汚染の原因になっているものを除去するところに作業を進めていただきたいと思っている。

県 今いただいたお話は、重々承知している。No. 2 処分場の調査は、1カ所だけのデータでは何とも、分からないというのが正直なところである。昨年12月に、この地点で液状物が出た時に、皆さんからの、ここだけでないだろう、ここより東側はどうなっているのか、という質問に対し、私どもは答えを持ち合わせていなかった。そのためにも今回の調査計画を立てた。

できるだけ早く調査結果を得て、その上で次のステップである、掘る掘らないの判断をしたい。量によっては掘るということになると思うし、ほかのところが全然出てこなければ、別の対策を考えるかもしれない。その辺はまたご相談させていただきたい。

委員 前経営者の月々の返済は、どうなっているのか。

県 月々の返済はない。一時、年金を差し押さえたが、差し押さえられない額まで減額されてしまったので、現在は月々の返済はない。

前社長に対しての代執行に要した費用の求償については、毎年度督促している。本人とも極力面談して、支払うよう話をしている。以前は年金がある程度の額があったので、差し押えて徴収していたのだが、差し押さえできない金額まで額が減ったことから、強制的に徴収する手段がなくなっている。本人には面談等で支払うよう話しているが、年金しか収入がないということで、今のところ返済がないという状況である。我々には財産調査の権限がないため、本人からその申立てがあれば、それに対応せざるを得ない。我々としても非常に忸怩たる思いである。

委員 非常に残念だ。

委員長 今年も担当課の方で直接会って、払うように交渉している。

委員 これだけの悪さをして、何もないというのは・・・。

委員長 この関係は、県議会でも未収金という形で、ずっと残っていくので、県議会でもその都度問題になるものである。その中でこれは不納欠損できないんだ、きちんと未収金としての位置付けをして責任を問うんだということを説明し、ご理解いただいているということである。

委員 能代市にも市県民税をかなり払っていなかったのだが、たまたま前社長と県

庁でばったり出会ったときに、「税金ぐらい払えよ。」と言ったところ、「一年に一回来たときに払う、と言えば、あとはまず来ない。」と言っていた。だから、一年に一回、来た時に払うと言ってやれば、それで済むという計算があって、本当に死んでも払わないつもりなのだと思う。

委員長 我々ができるところはやっているが。

委員 会社は清算したのだけれど、あの土地は、まだ福田やセンターのものであり、所有権は動いてはいないのか。

県 土地については、一部抵当権がかなりついているが、一部所有権が動いているものもある。

登記簿謄本で確認している。あそこを処分場としてまたやりたいという話があちこちからあるが、県が一番広い底地の権利を差し押さえている。何回か電話も来ているが、絶対許可しないと説明している。処分場の入り口にも新たな看板を立てて、絶対許可しないと意思表示をしている。

委員 土地の動きを一番先に知ることがきるのは、能代市である。県は、能代市と連絡をするという話をしていたはずである。そのようにはなっていないのか。

県 県では、登記簿謄本で確認している。
県が土地を差し押えたのが平成23年度で、それ以降、動きはない。

委員 あの窪地のところを利用して、処分場ができるという話をしている。

委員長 あの場所を見れば、そう思うかもしれない。しかし、処分場の許可は、もう決して取れない。変な架空の話には注意しないといけない。

委員 遮水壁の外になる安定型に行くところの沢づたいに、管理型処分場を造ることが計画書の中にはあった。

委員長 ずっと昔の、会社がまだ破産していなかったころの計画である。

委員 私が業者でも、処分場やるんだったら、ここが駄目なら、あそこがいいというように考える。

委員長 今は、昔よりはずっと許可基準が厳しくなってる。

委員 処分地としてここもあるんだというPRを兼ねながら、九州まで行ったようだ。

委員長 処分場にするということは、我々の目が届く範囲では絶対にならないようにする。それは市とも一緒にやる。土地の件も、定期的に登記簿を取る。

委員 維持管理していく上で、所有者が変わると、新しい所有者から土地を借りないといけないのではないかと。

県 土地の使用については、平成17年の倒産当時に、全部県に任せるという一筆をもらっているのですが、元経営者から直接どうこうという話はあまり想定はできないが、第三者的な会社が入ってきた場合には、問題になるだろうとは考えている。ただ、今、ほとんどの土地を県が差し押えている。

委員 差し押さえをずっとそのままにしておくのか、金を払わないので、県の土地にするということはあるのか。

県 県が差し押えているが、抵当権が大体5番くらいまでである。（抵当権の方が日付が早いため）そちらの方が優先になるので、県としては差し押えすることで時効を止め、いつまでも金銭債権を求償できることとしている。

委員長 今日の協議会は、これで閉じることとする。